



Shigezo

第37期 定時株主総会 招集ご通知

2023年12月20日（水曜日）午前10時
受付開始 午前9時30分

埼玉県越谷市越ヶ谷4丁目1番1号
越谷市中央市民会館 劇場（1階）

株主総会にご出席の株主様へのお土産は取り止めとさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2023年12月19日（火曜日）午後6時まで

決議事項

- 第1号議案 取締役4名選任の件
- 第2号議案 補欠取締役1名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

株式会社篠崎屋

証券コード：2926

株主各位



証券コード 2926
(発送日) 2023年12月1日
(電子提供措置の開始日) 2023年11月28日

埼玉県春日部市赤沼870番地1

株式会社篠崎屋

取締役社長 関根雅之

第37期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第37期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

●当社ウェブサイト

<https://shinozakiya.com/irinfo/generalmeet/generalmeet-2023/>



●株主総会資料 掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/2926/teiji/>



●東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



※銘柄名「篠崎屋」または証券コード「2926」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合であっても、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいませ、後述のご案内に従って2023年12月19日（火曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2023年12月20日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）				
2 場 所	埼玉県越谷市越ヶ谷4丁目1番1号 越谷市中央市民会館 劇場（1階） （末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）				
3 目的事項	<table border="0"> <tr> <td>報告事項</td> <td>第37期（2022年10月1日から2023年9月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件</td> </tr> <tr> <td>決議事項</td> <td> 第1号議案 取締役4名選任の件 第2号議案 補欠取締役1名選任の件 第3号議案 監査役2名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件 </td> </tr> </table>	報告事項	第37期（2022年10月1日から2023年9月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件	決議事項	第1号議案 取締役4名選任の件 第2号議案 補欠取締役1名選任の件 第3号議案 監査役2名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
報告事項	第37期（2022年10月1日から2023年9月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件				
決議事項	第1号議案 取締役4名選任の件 第2号議案 補欠取締役1名選任の件 第3号議案 監査役2名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件				

◎本総会にご出席の際は、お手数ですが議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎会社法改正により、電子提供措置事項について前記の各ウェブサイトアクセスの上、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

◎議決権行使書面において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト、株主総会資料掲載ウェブサイト及び東証ウェブサイトに修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

以 上

本株主総会会場におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催日現在の状況に応じて、係員のマスク着用やアルコール消毒液の設置など、感染予防措置を講じてまいります。本株主総会にご出席される株主様は、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産は取り止めとさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

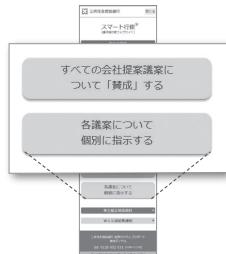
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

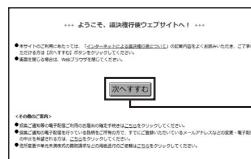
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

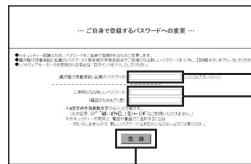
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

事業報告

(2022年10月1日から
2023年9月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社は、消費者にとって価値のある商品づくり、人づくり、店づくりを目指し、「よりいいものをより安く」提供し、「三代目茂蔵」のブランド力を強化・確立することで、売上高及び利益の向上を図ってまいります。

当事業年度において、商品につきましては、引き続き「健康」をキーワードに「茂蔵オリジナル商品」を強化してまいりましたが、物価高騰の今後の対策として、顧客数の確保を第一に取り組んでまいりました。

小売事業においては、「よりいいものをより安く」をコンセプトに「三代目茂蔵」ブランドのクオリティ向上を推し進めております。当事業年度におきましては、引き続き「健康」をキーワードに「茂蔵オリジナル商品」の開発強化をすすめ健康ブランド向上に努めました。具体的には弁当類・菓子類等を中心に店頭商品を最重要商品と位置づけ顧客数向上に努めて参りました。

これらにより1店舗平均の顧客数は前事業年度比118.3%となりました。時間帯別では「朝市」開催に加えて、雨の日セール、猛暑日セールなどを導入し後半の客数確保にも取り組んだ結果、開店から12時までは同115.0%となりましたが、17時から閉店までは同124.4%となりました。また、顧客単価につきましては大幅な価格見直し等を行わなかった結果、同100.0%となりました。

店舗につきましては、リモート会議にて販売スタッフと情報共有を徹底することにより1店舗あたりの生産性向上を目指しました。

以上の結果、売上高は2,680,382千円（前事業年度比4.0%減）、営業損失は77,077千円（前事業年度は営業損失60,831千円）、経常損失は73,554千円（前事業年度は経常損失60,807千円）、水海道工場を売却したことによる固定資産売却益82,449千円を特別利益として計上したことにより、当期純損失は22,806千円（前事業年度は当期純損失94,395千円）となりました。

なお、水海道工場売却に伴い、資産のグルーピングを見直した結果、小山工場賃貸収入・費用を営業外収益・費用として計上することいたしました。

なお、当事業年度の出店状況は、次のとおりであります。

(単位：店)

		前事業年度末 店舗数	増加	減少	当事業年度末 店舗数
小 売 事 業	「三代目茂蔵」直営店	35	－	4	31
そ の 他 事 業	「三代目茂蔵」加盟店	281	141	35	387
合計		316	141	39	418

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は7,270千円で、その主なものは次のとおりであります。

当事業年度中に取得した主要設備

・小売事業「三代目茂蔵」直営店 店舗設備一式	3,176千円
・製造部門 生産設備増設・整備	1,506千円
・ソフトウェア レジデータ集配信管理システム	1,280千円

③ 資金調達の状況

当事業年度中に運転資金として、金融機関より長期借入金として30,000千円の調達を実施いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 34 期 (2020年9月期)	第 35 期 (2021年9月期)	第 36 期 (2022年9月期)	第 37 期 (当事業年度) (2023年9月期)
売 上 高 (千円)	2,881,698	3,022,641	2,791,296	2,680,382
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	38,663	36,714	△60,807	△73,554
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (千円)	16,581	13,056	△94,395	△22,806
1株当たり当期純利益又は 当 期 純 損 失 (△) (円)	1.17	0.92	△6.67	△1.61
総 資 産 (千円)	1,502,413	1,491,845	1,352,642	1,440,757
純 資 産 (千円)	1,143,192	1,156,249	1,061,853	1,039,046
1株当たり純資産額 (円)	80.75	81.67	75.00	73.39

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第36期の期首より適用しており、第36期以降の事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、「1. 全ての事に感謝します。2. 全ての事に正直でいます。3. 全ての事にあきらめず挑戦します。4. 全ての事を大切にします。5. 全ての事のルールを守ります。」を全従業員の行動規範とし、経営理念として「よりいいものをより安く」提供することを通じて、全ての人の生きていくための糧となり、全ての人の健康と幸せに貢献することを使命とし、常に消費者としての感覚を忘れず、消費者にとって価値のある商品づくり、人づくり、店づくりを目指しております。また、持続的・安定的な成長を図ることを経営の重要課題であると認識し、着実に推し進めるべく、以下の課題に取り組んでおります。

① 収益力向上

当社は、製造小売（豆腐版SPA）事業に全ての経営資源を集中し、事業拡大を推進しております。「三代目茂蔵」のブランド力を高め、消費者に支持されるべく当社オリジナルの新商品開発や既存商品のリニューアルを積極的に行うとともに、販売力の強化として、既存店舗のリニューアル改装や新規店舗の出店及び新規業態開発を行い、当社の持続的・安定的な成長を図ってまいります。

② 人材の確保・育成

当社の持続的・安定的な成長を実現させるためには、必要な人材を十分に確保し、育成していくことが、重要な課題であると認識しております。多様な働き方を推奨し、適正な評価を行うことで優秀な人材を確保し、従業員の教育・能力の開発に積極的に取り組んでまいります。

③ コンプライアンス体制の強化

当社は社会的責任を果たすべく、また、当業界を取り巻く消費者の安全・安心志向がより高まる中、全社的にコンプライアンス体制を整備強化していくことが、注力すべき課題と考えております。そのために単なる整備強化に止まらず、ひとりひとりの意識をより高め、社会的責任を果たせるコンプライアンス体制を確立してまいります。

株主の皆様におかれましては、当社の経営に深いご理解をいただき、今後ともなお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2023年9月30日現在)

事業区分	事業内容
小売事業	店舗名「三代目茂蔵」の直営店による小売事業
その他事業	小売加盟店及び業務用得意先への卸売事業並びに通販事業

(6) 主要な営業所 (2023年9月30日現在)

本社：埼玉県春日部市

(7) 使用人の状況 (2023年9月30日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
16名(120名)	増減なし(21名減)	41.4歳	12.5年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び臨時雇用者数は()内に1人1日8時間換算による年間の平均人員を外書きで記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年9月30日現在)

借入先	借入額
株式会社栃木銀行	18,750千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2023年9月30日現在)

- | | |
|-----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 50,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 14,436,600株 |
| (3) 株主数 | 6,385名 |
| (4) 大株主 (上位10名) | |

株主名	持株数	持株比率
樽見茂	3,029,900株	21.40%
篠崎屋取引先持株会	502,200株	3.54%
株式会社鈴木物産	373,000株	2.63%
篠崎屋役員持株会	356,800株	2.52%
株式会社ハギワラ	350,000株	2.47%
上田八木短資株式会社	329,800株	2.32%
松井証券株式会社	326,700株	2.30%
樽見登美子	289,000株	2.04%
J P モルガン証券株式会社	280,600株	1.98%
中川裕朗	196,100株	1.38%

- (注) 1. 当社は、自己株式を278,800株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2023年9月30日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	樽見 茂	
取締役社長	関根 雅之	商品開発グループ長
取締役	矢立 実	管理グループ長兼経営企画部長兼IR室長
取締役	永田 淳一	株式会社バリュークリエイション 代表取締役社長
常勤監査役	沼寄 昭宏	
監査役	佐藤 洋	労働保険事務組合しらこばと経営労務センター 会長
監査役	為我井 道隆	為我井税務会計事務所 所長

- (注) 1. 取締役永田淳一氏は社外取締役であります。
2. 監査役佐藤洋氏及び監査役為我井道隆氏は社外監査役であります。
3. 常勤監査役沼寄昭宏氏及び監査役為我井道隆氏は、以下のとおり、財務、会計及び税務に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役沼寄昭宏氏は、長年、経営企画部門に在籍しており、企業会計・財務等に関する豊富な専門的知見を有しております。
 - ・監査役為我井道隆氏は、税理士の資格を有しております。
4. 当社は、永田淳一氏、佐藤洋氏及び為我井道隆氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役及び監査役を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である役員が、その職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等が当該保険にて填補されます。ただし、法令違反であることを認識して行った行為に起因する損害賠償請求については、填補されないなど、一定の免責事由があります。なお、当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

① 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

・基本方針

当社の取締役の報酬は、株主総会の決議による取締役の報酬限度額内で、固定報酬としての基本報酬のみを支払うこととする。

・基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役（社外取締役を除く。）の基本報酬は、月例の固定報酬とし、職責及び経営への貢献度に応じた報酬と役職に応じた報酬、また、会社の業績や各取締役の成果に連動して算定する報酬とを組み合わせ総的に勘案して決定するものとする。社外取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、経営環境及び経済情勢等を総合的に勘案して決定するものとする。

・金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、基本報酬を100%とする。

・取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会の決議に基づき代表取締役がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の決定とする。

・監査役（社外監査役を含む。）の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、固定報酬としての基本報酬のみとする。

② 当事業年度にかかる報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	49,759 (1,200)	49,759 (1,200)	－ (－)	－ (－)	4 (1)
監査役 (うち社外監査役)	10,680 (3,480)	10,680 (3,480)	－ (－)	－ (－)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	60,439 (4,680)	60,439 (4,680)	－ (－)	－ (－)	7 (3)

- (注) 1. 使用人兼務取締役はおりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、2003年12月18日開催の第17期定時株主総会決議において月額20,000千円以内と決議いただいております。当該決議時における取締役の員数の上限は7名であります。
 3. 監査役の報酬限度額は、2003年12月18日開催の第17期定時株主総会決議において月額3,000千円以内と決議いただいております。当該決議時における監査役の員数の上限は4名であります。
 4. 取締役会は、上記株主総会の決議の範囲内で、代表取締役会長樽見茂に対し、各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が最も適していると判断したためであります。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役永田淳一氏は、株式会社バリュークリエーションの代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役佐藤洋氏は、労働保険事務組合しらこぼと経営労務センターの会長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役為我井道隆氏は、為我井税務会計事務所の所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 永田淳一	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席いたしました。主に食品流通業界に関する幅広い知識と経営者としての豊富な経験等をもって、取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な助言を行っており、経営の監督等に十分な役割・責務を果たしております。
監査役 佐藤洋	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回、監査役会17回のうち15回に出席いたしました。主に社会保険労務士としての専門的見地から、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役 為我井道隆	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回、監査役会17回のうち15回に出席いたしました。主に税理士としての専門的見地から、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 監査法人アヴァンティア

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,000千円
・当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り等の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人監査法人アヴァンティアは、会社法第427条第1項の規定に基づき、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制システムの適切な構築・運用が業務執行の公正性及び効率性を確保するのに重要な経営課題であるとの認識から、2006年5月15日開催の取締役会において内部統制システム構築に関する基本方針を決定し推進しております。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

倫理規程、コンプライアンス管理規程を制定するとともに、コンプライアンス委員会を設置し統括責任者に管理グループ長を選任し、その指揮の下、全社的コンプライアンス体制の構築及び向上を推進しております。また、コンプライアンスを当社のあらゆる企業活動の前提とすることを、取締役及び使用人が自らの問題として捉え、職務を執行するよう教育・研修を実施しております。

内部監査部門は、各部門の職務執行に係るコンプライアンスの状況を監査し、これらの活動は定期的に取締役会及び監査役会に報告されるものとしております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、文書管理規程の定めに従い、文書又は電磁的媒体に記録し保存するとともに、取締役及び監査役が、必要な情報を速やかに入手できる体制を整備するものとしております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについては、組織横断的なリスク状況の監視並びに全社的対応は管理グループが行い、各部門所管業務に付随するリスク管理は部門担当者が行うこととし、規則・ガイドラインの制定、教育・研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとしております。また、内部監査部門は各部署ごとのリスク管理の状況を監査し、その結果を取締役に報告するものとしております。

新たに生じたリスクについては、速やかに当該リスクに対する管理体制の整備を行うものとしております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、各業務担当取締役は、当該目標の達成に向けて各部門が実施すべき具体的な目標及び権限分配を含めた効率的な達成の方法を定めるものとしております。業務運営の結果については、取締役会において定期的に検証・分析され、効率化を阻害する要因の排除・低減策の実施を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務効率化を実現するシステムの構築及び改善を図るようしております。

- (5) 当社における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社における内部統制の構築を目指し、当社の内部統制に関する各担当部署を定めるとともに、部門間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制の構築を推進しております。
 - ② 当社取締役は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有しております。
 - ③ 内部監査部門は、当社の内部監査を実施し、その結果を①の各担当部署及び②の責任者に報告し、①の担当部署は必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行うものとしております。
- (6) 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 現在、監査役は職務を補助すべき使用人は配置していませんが、必要に応じて、監査役と協議のうえ、同使用人を配置することができるものとしております。この場合、監査役より監査業務に必要な命令を受けた当該使用人は、その命令に関して取締役、内部監査部長等の指揮命令を受けないものとし、また、当該使用人の任命・解任、評価、人事異動、賃金の改定等については、監査役の同意を得たうえで決定するものとしております。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制並びに報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- 取締役又は使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況等につき、速やかに報告するものとしております。また、監査役に報告したことを理由に、当該報告を行った者に対し不利な扱いをすることを禁止しております。
- (8) 監査役は職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役は職務の執行に必要なでない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとしております。
- (9) その他監査役は監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役と代表取締役との間で、随時意見交換を実施するとともに、必要に応じ各業務担当取締役及び重要な使用人からの意見聴取の機会を設けるものとしております。
- (10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- 当社は、本体制の整備・運用状況について、「37期財務報告に係る内部統制に関する基本的方針及び計画」に基づき評価を行い、法令や経営環境の変化等に対応して必要な見直し・改善等を講じるほか、内部監査の結果及び指摘事項に対する改善状況については、必要に応じて代表取締役、社長及び監査役に対して報告を行っております。

貸借対照表

(2023年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	794,632	流 動 負 債	399,010
現金及び預金	626,478	買掛金	237,364
売掛金及び契約資産	66,546	1年内返済予定の長期借入金	18,750
商品及び製品	31,734	未払金	83,258
原材料及び貯蔵品	3,165	未払費用	34,466
前払費用	20,587	未払法人税等	20,924
その他	46,160	預り金	4,245
貸倒引当金	△40	固 定 負 債	2,700
固 定 資 産	646,125	長期預り保証金	2,700
有 形 固 定 資 産	227,204	負 債 合 計	401,710
建物	26,539	純 資 産 の 部	
構築物	3,285	株 主 資 本	1,039,046
機械及び装置	1,956	資 本 金	1,000,000
車両運搬具	664	資 本 剰 余 金	120,446
工具、器具及び備品	4,787	資本準備金	120,340
土地	189,970	その他資本剰余金	106
無 形 固 定 資 産	3,996	利 益 剰 余 金	△40,503
ソフトウェア	3,556	利益準備金	17,094
電話加入権	439	その他利益剰余金	△57,598
投 資 其 他 の 資 産	414,923	繰越利益剰余金	△57,598
出資金	243	自 己 株 式	△40,896
破産更生債権等	186	純 資 産 合 計	1,039,046
敷金及び保証金	104,525	負 債 純 資 産 合 計	1,440,757
長期未収入金	310,266		
その他	0		
貸倒引当金	△297		
資 産 合 計	1,440,757		

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年10月1日から
2023年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		2,680,382
売上原価		1,956,695
売上総利益		723,687
販売費及び一般管理費		800,764
営業損失		77,077
営業外収益		
受取利息	3,688	
受取賃貸料	10,680	
その他	22	14,391
営業外費用		
支払利息	198	
賃貸費用	10,667	
その他	3	10,869
経常損失		73,554
特別利益		
固定資産売却益	82,449	82,449
特別損失		
固定資産除却損	109	
減損損失	8,710	
店舗閉鎖損	8,754	
その他	100	17,674
税引前当期純損失		8,780
法人税、住民税及び事業税	14,026	14,026
当期純損失		22,806

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年10月1日から
2023年9月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	1,000,000	120,340	106	120,446	17,094	△34,791	△17,697
当期変動額							
当期純損失						△22,806	△22,806
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△22,806	△22,806
当期末残高	1,000,000	120,340	106	120,446	17,094	△57,598	△40,503

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	
当期首残高	△40,896	1,061,853	1,061,853
当期変動額			
当期純損失		△22,806	△22,806
当期変動額合計	－	△22,806	△22,806
当期末残高	△40,896	1,039,046	1,039,046

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
- 棚卸資産 主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----------|--------|
| 建物 | 3年～38年 |
| 工具、器具及び備品 | 3年～15年 |
- ② 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法
なお、自社利用のソフトウェアの償却期間については社内における利用可能期間（5年）によっております。
- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年9月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (3) 引当金の計上基準
- 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (4) 重要な収益及び費用の計上基準
- 当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。
- ① 小売事業
主に小売事業における商品等の販売によるものであり、これら商品等の販売は、顧客に商品等を引き渡した時点で収益を認識しております。
なお、商品等の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。
また、対価は商品等を引き渡したと同時に又はクレジット会社等が別途定める支払条件により通常は1～2ヶ月以内に支払いを受けており、重要な金融要素の調整は行っておりません。

② その他事業

主に加盟店等への商品等の販売を行っており、商品等に対する支配が顧客に移転した時点で履行義務が充足し収益を認識しております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該商品等の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

また、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間は、通常は1～2ヶ月以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

- ・前事業年度において独立掲記しておりました「流動資産」の「リース債権」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。
- ・前事業年度において「投資その他の資産」の「その他」に含めていた「長期未収入金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。なお、前事業年度の「長期未収入金」は0千円であります。

4. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
減損損失 8,710千円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、減損の兆候を判定するにあたっては、営業店舗及び本社、工場等の共用資産に分類し、それぞれにおいて独立したキャッシュ・フローを生成する最小単位にグループリングしております。

当事業年度において、営業損益が継続してマイナスであり、今後も収益改善の可能性が低いと判断した店舗について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物8,228千円及び工具、器具及び備品481千円であります。なお、営業店舗の回収可能価額は、今後の営業活動から生じるキャッシュ・フローがマイナスになると見込まれ、かつ、正味売却価額の見積りが困難であることから、備忘価額で評価しております。これらの見積り及び仮定に変更が生じた場合、翌事業年度以降の計算書類において追加の減損損失が発生する可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 656,805千円
- (2) 有形固定資産には以下の遊休固定資産が含まれております。
- | | |
|----|----------|
| 土地 | 17,276千円 |
|----|----------|

6. 損益計算書に関する注記

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「12. 収益認識に関する注記 (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	14,436,600株	－株	－株	14,436,600株

- (2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	278,800株	－株	－株	278,800株

- (3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

該当事項はありません。

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

該当事項はありません。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	213,569 千円
投資有価証券評価損	137,360
減損損失	40,177
繰越欠損金	99,385
その他	1,965
小計	492,459
評価性引当額	492,459
繰延税金資産合計	—
繰延税金資産の純額	— 千円

9. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、製造設備の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約を締結しておりますが、同条件により製造委託先へ転貸しております。

10. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等及び安全性の高い金融商品等に限定し、また、資金については必要な都度、主に金融機関から調達する方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。なお、営業債権は、そのほとんどが1ヶ月以内の入金期日であります。

敷金及び保証金は、主に店舗等の賃貸借契約に伴うものであり、契約先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、契約締結前に対象物件の権利関係等の確認を行っております。

長期未収入金は、契約先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、期日管理及び残高管理を行っております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払法人税等は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。借入金は金融機関からの調達であり、金利の変動リスクに晒されておりますが、金利の変動により業績に与える影響は軽微であり、市場金利の状況を把握することにより管理しております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社では、月次に資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（（注）をご参照ください。）また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金及び契約資産、買掛金、未払金及び未払法人税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。長期未収入金については、回収可能性に基づいて算定しており、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、注記を省略しております。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	18,750	18,619	130
負債計	18,750	18,619	130

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (千円)
敷金及び保証金	104,525

敷金及び保証金については、市場価格がなく、かつ、契約等において退去日が確定していないため将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、金融商品の時価等に関する事項には表記していません。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場における同一の資産又は負債の相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	－	18,619	－	18,619

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金

時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

11. 賃貸等不動産に関する注記

当社は、埼玉県に将来の使用が見込まれていない遊休不動産を有しております。

賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び当事業年度における主な変動並びに当事業年度末における時価及び当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

貸借対照表計上額			当事業年度末の時価
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
17,276千円	－千円	17,276千円	18,055千円

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得価額から減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当事業年度末の時価は、「固定資産税評価額」に基づいて自社で算定した金額であります。

12. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	報告セグメント (千円)		
	小売事業	その他事業	計
売上高			
顧客との契約から生じる収益	2,326,582	353,800	2,680,382
その他の収益	－	－	－
外部顧客への売上高	2,326,582	353,800	2,680,382

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

該当事項はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

13. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

73円39銭

(2) 1株当たり当期純損失

1円61銭

14. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年11月17日

株式会社篠崎屋
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 戸 城 秀 樹
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 相 馬 裕 晃
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社篠崎屋の2022年10月1日から2023年9月30日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年10月1日から2023年9月30日までの第37期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年11月20日

株式会社篠崎屋	監査役会			
常勤監査役	沼 崙 昭 宏	Ⓜ		
社外監査役	佐 藤 洋	Ⓜ		
社外監査役	為 我 井 道 隆	Ⓜ		

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふり 氏 (生 年 月 日) がな 名	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
1	せき 関 ね 根 まさ 雅 ゆき 之 (1965年1月6日)	1993年11月 当社入社 2006年4月 当社商品開発部長兼卸事業部長 2011年10月 当社商品開発グループ長兼商品開発部長 2011年12月 当社取締役商品開発グループ長兼商品開発部長 2016年4月 当社取締役社長兼商品開発グループ長（現任） <取締役候補者とした理由> 同氏は、当社の商品開発部門での豊富な経験と実績及び知識を有しており、当社の「三代目茂蔵」のブランド力の強化・価値向上に資すると判断し、引き続き選任をお願いするものです。	24,100株
2	たる 樽 み 見 (1963年5月27日) しげる 茂	1987年1月 有限会社篠崎屋食品(現当社) 設立 代表取締役社長 2016年4月 当社代表取締役 2016年12月 当社代表取締役会長（現任） <取締役候補者とした理由> 同氏は、経営者としての豊富な経験と実績を持ち、また幅広い知識と強いリーダーシップは、当社の今後の持続的・安定的な成長の実現に必要であると判断し、引き続き選任をお願いするものです。	3,029,900株
3	や 矢 たて 立 (1964年1月16日) みゆる 実	2000年9月 当社入社 当社取締役営業本部長 2008年6月 当社取締役営業本部長兼小売事業部長 2009年8月 当社取締役営業本部長兼外食事業部長 2010年10月 当社取締役営業本部長兼第二営業部長 2011年10月 当社取締役営業グループ長兼外販営業部長 2013年12月 当社取締役管理グループ長 2014年2月 当社取締役管理グループ長兼経営企画部長兼IR室長（現任） <取締役候補者とした理由> 同氏は、当社の営業部門及び管理部門において豊富な経験を有し、また、当社の業務全般に精通しており、その経験と知識は当社の持続的・安定的な成長の実現に必要であると判断し、引き続き選任をお願いするものです。	30,000株

候補者番号	ふり 氏 (生 年 月 日) がな 名	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
4	なが 永 た 田 じゅん 淳 いち 一 (1964年3月11日)	1987年4月 山種証券株式会社入社 (現:SMB C日興証券株式会社) 1994年4月 株式会社セブン-イレブン・ジャパン入社 2007年1月 株式会社バリュークリエーション設立 代表取締役社長 (現任) 2015年12月 当社社外取締役 (現任) <社外取締役候補者とした理由及び期待される役割> 同氏は、食品流通業界に関する幅広い知識と経営者としての豊富な経験等を有することから、適切な助言・経営の監督を行っていただけることを期待したものであり、当社の経営に対し有用な意見をいただくことで、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き選任をお願いするものです。	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 永田淳一氏は、社外取締役候補者であります。
3. 永田淳一氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
4. 当社は、永田淳一氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認可決された場合は、同氏と当該契約を継続する予定です。
5. 当社は、永田淳一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
6. 当社は、保険会社との間において会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の概要は事業報告11頁に記載のとおりであります。本議案が原案どおり承認可決されますと、当該取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案 補欠取締役1名選任の件

法令に定める取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠取締役1名の選任をお願いするものであります。

補欠取締役候補者は、次のとおりであります。

ふり 氏 (生 年 月 日) がな 名	略 (重 要 な 兼 職 の 状 況) 歴	所有する当社の株式数
よし 吉 ぎ 崎 もと 元 (1954年1月15日) あき 昭	1976年4月 株式会社升喜入社 2014年4月 峰乃白梅酒造株式会社入社 営業部長(現任) <補欠の社外取締役候補者とした理由及び期待される役割> 同氏は、会社の経営に関与した経験はありませんが、長年にわたり小売業界に携わっており、その幅広い知識と豊富な経験・実績等を有することから、適切な助言・経営の監督を行っていただけることを期待したものであり、当社の経営に対し有用な意見をいただくことで、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。	500株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 吉崎元昭氏は補欠の社外取締役候補者であります。なお、同氏が就任をした場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
3. 吉崎元昭氏が社外取締役に就任された場合は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額となります。
4. 当社は、保険会社との間において会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の概要は事業報告11頁に記載のとおりであります。吉崎元昭氏が取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者となる予定であります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役佐藤洋氏及び為我井道隆氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふり 氏 (生年月日) がな 名	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	ためが い みち たか 為我井道隆 (1954年2月15日)	1981年4月 為我井税務会計事務所入所 1992年3月 税理士登録 2000年12月 当社社外監査役(現任) 2007年1月 為我井税務会計事務所所長(現任)	7,000株
		<p><社外監査役候補者とした理由></p> <p>同氏は、税理士としての専門的知識と豊富な経験を有し、社外監査役として経営の監視や適切な助言を行うことにより当社の管理体制を強化することができ、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き選任をお願いするものです。</p>	
2	つ 上 正 雄 津上正雄 (1961年10月24日)	1982年9月 片岡甲子夫税理士事務所入所 2000年12月 有限会社アセナ設立 代表取締役 2003年4月 入江工研株式会社入社 執行役員経理部長(現任)	-株
		<p><社外監査役候補者とした理由></p> <p>同氏は、長年、経理・総務部門の業務に従事し企業会計、経営管理に携わっており 会社経営全般について十分な見識を有しておられることから、当社の管理体制を強化することができ、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。</p>	

- (注) 1. 津上正雄氏は、新任の監査役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 為我井道隆氏及び津上正雄氏は社外監査役候補者であります。
4. 為我井道隆氏は、現在、当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって23年となります。

5. 当社は、為我井道隆氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額となります。為我井道隆氏が再任及び津上正雄氏が選任された場合には、両氏との間で当該契約を継続及び締結する予定であります。
6. 当社は為我井道隆氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。為我井道隆氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。また、津上正雄氏につきましても東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員とする予定であります。
7. 当社は、保険会社との間において会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の概要は事業報告11頁に記載のとおりであります。本議案が原案どおり承認可決されますと、当該監査役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

ふり 氏 (生 年 月 日) がな 名	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
こ が は ら た け し 健 氏 (1970年9月9日)	1994年4月 株式会社サンワ入社 1999年3月 株式会社ホットランド入社 2001年8月 当社入社 2008年4月 株式会社K・HOUSE設立 代表取締役社長(現任) 2010年5月 有限会社共栄社 代表取締役会長(現任) 2013年3月 株式会社K・HOUSE JAPAN 取締役(現任) <補欠の社外監査役候補者とした理由> 同氏は、長年にわたり食品業界に携わっており、その幅広い知識と経営者としての豊富な経験・実績等をもって、当社の経営に対する監査を適切に遂行して頂けるものと判断し、選任をお願いするものであります。	3,500株

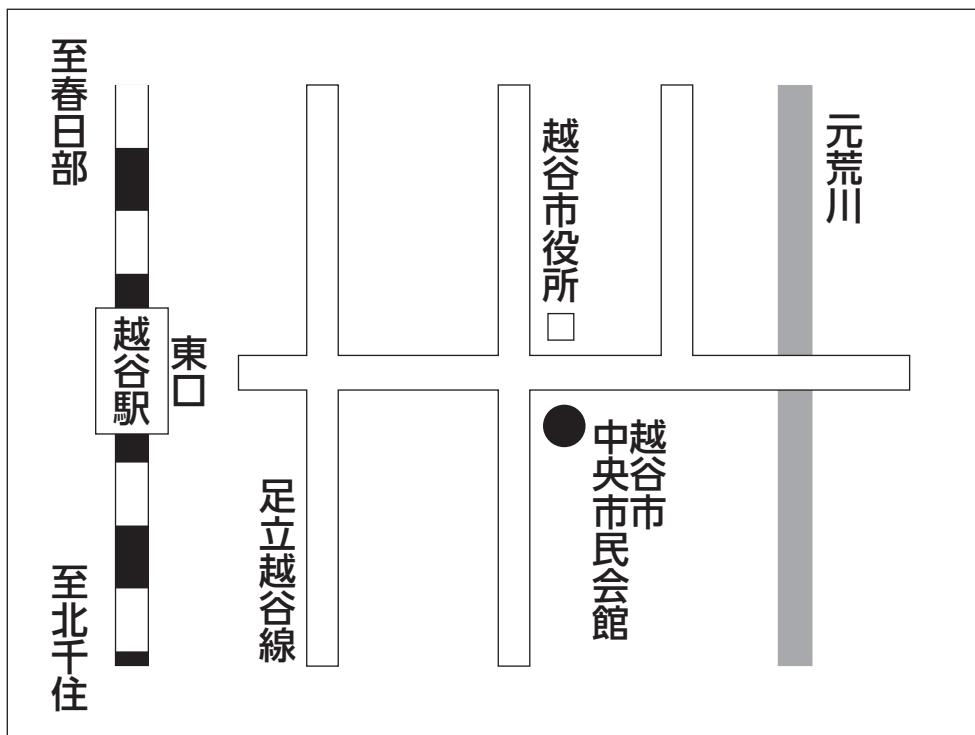
- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 小河原健氏は補欠の社外監査役候補者であります。なお、同氏が就任をした場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
3. 小河原健氏が社外監査役に就任された場合は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額となります。
4. 当社は、保険会社との間において会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の概要は事業報告11頁に記載のとおりであります。小河原健氏が監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者となる予定であります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

株主総会会場ご案内図

名 称 越谷市中央市民会館 劇場（1階）

所 在 地 埼玉県越谷市越ヶ谷4丁目1番1号



・東武伊勢崎線（東武スカイツリーライン）「越谷駅」から徒歩10分